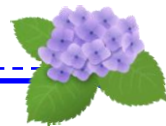


NewsLetter

～地方独立行政法人への 移行について～



平成24年4月1日の「地方独立行政法人長崎市立病院機構」設立に向けた状況をお知らせします。

地方独立行政法人長崎市立病院機構の概要

1 法人の概要

項目	内容	備考
法人の設立者	長崎市長	100%長崎市が出資して設立する法人です。
法人の名称	地方独立行政法人長崎市立病院機構	法人の主たる事務所の場所 長崎市新地町6番39号
法人が運営する病院	長崎市立市民病院 長崎市立病院成人病センター	病院の名称はそのままです。
法人の代表者	理事長	法人運営の代表者は理事長となります。
法人の役員	理事長1人、副理事長2人以内：任期4年 理事6人以内、監事2人以内：任期2年	理事長・監事は市長が任命します。 副理事長・理事は理事長が任命します。
法人の職員	非公務員（派遣職員を除く）	

2 原則として法人に引き継がれる職員

平成24年3月31日において、長崎市病院局に勤務する医師、看護師、薬剤師や放射線技師等の医療技術員及び現業職員については、原則として、法人の職員となります。

3 原則として派遣となる職員

行政事務職及び行政技術職については、派遣職員となります。

なお、法人化後は、計画的に法人採用の職員に移行していく予定です。

4 嘱託員・臨時職員（有期職員（任用期間が決まっている職員））

現在、在職されている嘱託員・臨時職員の方は、任期が最長でも平成24年3月31日までとなっております。4月1日以降も継続して勤務する職員の方は、法人の任用による嘱託職員・臨時職員となります。

5 法人化後の労働条件等

(1) 勤務時間等

項 目	法人化後
・勤務時間 ・休日 ・年次有給休暇 ・その他特別休暇	・育児休業 現行どおり

※（「現行」とは移行日前日の制度のことであり、法人の経営状況等を考慮し見直すべき必要が生じた場合は協議。以下「現行どおり」はこれと同様。）

(2) 給与関係（移行職員）

項 目	法人化後
・給料表 ・各種手当（退職手当を含む）	・昇格、昇給 現行どおり

(3) 福利厚生その他

項 目	法人化後	備 考
医療保険 年金	現行どおり	地方公務員等共済組合法適用 (法人化後新たに採用される職員も同様)
雇用保険	法律の規定に基づき加入 (新規)	法人の職員は、雇用保険に加入することとなりますので、保険料の負担が生じることとなります。 しかし、一定期間加入後に退職し、再就職できない場合には、自己都合退職や定年退職の場合であっても給付を受けることができます。 (市職員の在職期間は通算されません。)
互助組織（互助会）	現行どおり	
業務災害、通勤災害補償	現行どおり	地方公務員等共済組合法適用
子ども手当	住所地の各自治体が支給	

6 法人移行に係る条例等議案の9月議会上程状況

現在開会されています9月議会において、法人移行に係る議案を3件提案しています。

条例名（略称）	内 容
重要な財産を定める条例	法人が不動産等を処分する場合に、議会の議決を受けなければならない重要な財産の基準を定める条例（現在も同様の条例があります。）
職員を引き継ぐ組織を定める条例	法人に引き継ぐ職員は、長崎市病院局の職員である旨を定める条例（別途辞令を発せられた場合を除く。）
病院事業の設置条例の廃止条例等	市の事業としての病院事業の設置条例等関係条例を廃止及び一部改正する条例議案。（法人として設立登記し、事業を行うこととなるため。）

7 法人移行に係る条例等議案の11月以降の議会提案予定

11月議会、2月議会等に提案予定の案件です。

議会	条例名（略称）	内 容
11月	承継する権利の議案等	市が法人に出資する、土地、建物、医療機器等を定める議案です。
2月	中期目標	市が法人に対して指示する、法人の業務運営の基本指針となるものです。
4月	中期計画	中期目標の指示により、法人が策定する事業計画です。

8 その他法人化に関すること

◎診療関係

法人移行後も現行どおり、不採算医療、結核、感染症、透析医療等も堅持します。

不採算医療については、現行どおり財源は市が負担します。

新市立病院の第Ⅰ期開院時は、新市立病院の整備計画に基づき、ER型救命救急センターを整備予定です。

◎職員の採用関係

法人化後は、中期計画の範囲内により法人の財政状況を見ながら、法人の判断により採用を行うことができます。

◎法人が目指す4つの使命（案）

（中期目標（案）に記載）

※現時点でパブリック・コメント（市民等意見募集）を実施している内容です。

- 1 救急医療を充実させ、日進月歩の高度医療に迅速に対応できる体制を構築すること。
- 2 民間医療機関では対応が難しい不採算医療を実施するなど公的医療機関としての役割を担うとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより地域ネットワークの中心的役割を担うこと。
- 3 職員育成という考えのもと、職員一人ひとりが働きがいと誇りをもって業務に精励できる環境を整備、維持し、もって患者、家族及びその周囲の人々を癒す気持ちを持ち続けること。
- 4 健全な経営の質を担保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立すること。

◎法人化後に導入を検討していること（主なもの）

（法人の事業計画である中期計画で計画予定）

- ・ 7：1看護基準の導入
- ・ 研修制度の拡充
- ・ 資格取得支援制度の拡充
- ・ 人事・給与評価制度の導入
- ・ 業績手当の導入
- ・ 診療代のクレジットカード払い
- ・ 外国人への医療の提供

◎地方独立行政法人制度による運営

- ①中期目標（市が作成して法人に指示）
↓（期間：4年間を予定）
- ②中期計画（中期目標の指示により法人が作成）
↓（期間：4年間を予定）
- ③年度計画（中期計画に基づく各年度の事業計画）
↓
- 事業の実施
↓
- ④各事業年度の法人による自己評価の実施
↓（市へ提出）
- ⑤④による評価委員会の評価実施
↓
- ⑥評価委員会から必要があれば改善の勧告等
↓
- ⑦評価結果の公表

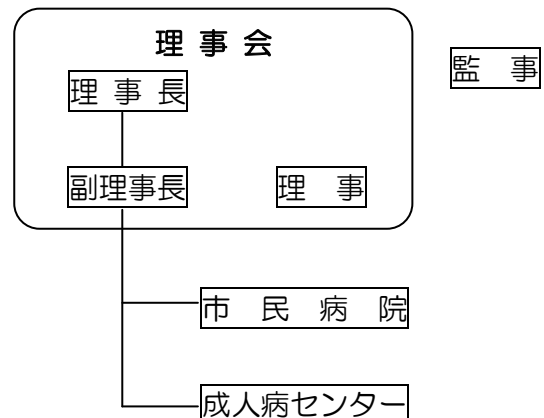
①、②、⑦及び評価委員会の開催状況等も全て公表。この他、財務諸表、役員・職員給与等の基準等も公表

★評価委員会の資料、会議録は病院局のHPで公開しています。

★中期目標（案）は9/5～30まで市民の意見を聞くパブリックコメントを実施中です。

★中期計画（案）は、第3回評価委員会資料で提出しています。（病院局HPでご覧になれます。）
各部門代表者（部門計画の作成者）の方には、中期目標、中期計画は配布しております。

地方独立行政法人長崎市立病院機構



9 法人化までのスケジュール案（概要）

年度	月	項目	内容
H23	6月	評価委員会（第1回）	・評価委員会の設置、委員長の選出等
		6月議会 ・所管事項	・地方独立行政法人移行に係る事務の進捗状況を説明
	7月	評価委員会（第2回）	・中期目標（素案）の審議等
	8月	評価委員会（第3回）	・中期目標（案）の審議 ・中期計画（素案）の審議
	9月	パブリックコメント	・中期目標に対するパブリックコメントを実施
		9月議会 ・各種条例等（議案） ・所管事項	①重要な財産を定める条例 ②職員を引き継ぐ内部組織を定める条例 ③設置条例の廃止条例 ・中期目標の策定状況説明
	10月	評価委員会（第4回）	・中期目標（案）の審議 ・中期計画（案）の審議 ・業務方法書（素案）の審議
	11月	11月議会 ・財産承継議案 ・所管事項	・承継させる権利の議案等 ・中期目標の策定状況の説明 ・中期計画の策定状況の説明
	12月	評価委員会（第5回）	・中期計画（案）の審議 ・業務方法書（案）の審議 ・役員に対する報酬等の支給基準（案）の審議
	1月	認可申請【県知事】	法人設立の認可申請
評価委員会（第6回）		中期目標、中期計画、業務方法書、役員に対する報酬等の支給基準に係る意見書の審議	
2月	2月議会 ・中期目標（議案） ・公債費管理特別会計（議案） ・所管事項	・中期目標の議案 ・公債費管理特別会計の議案 ・中期計画の策定状況等の説明	
	3月	法人認可【県知事】	・法人設立の認可
H24	4月	法人登記	・法人設立
		中期計画	・中期計画の認可

発行：長崎市病院局企画総務課（E-mail：byouin_kikaku@city.nagasaki.lg.jp）

地方独立行政法人への移行について、皆様のご意見を募集しています。独法化に対する素朴な疑問や意見などを「企画総務課」までお寄せください。